2024 年度の三井化学人権インパクトアセスメントの実施概要

人権インパクトアセスメントの目的

① 人権リスクの把握

現地を訪問し、インタビューや視察を通じて、当社グループがライツホルダーに与える人権への負の影響を特定・評価（人権インパクトアセスメント）することにより、人権リスクを把握すること。

② 人権に対する顕在的な負の影響／人権リスクへの対処

本調査にて確認された事象を、三井化学グループ人権方針（人権方針内に明記された関連する方針、国際基準、企業活動を行う国または地域の法律を含む）に基づき評価し、対応を検討することにより、人権に対する顕在的な負の影響を回避・軽減し、人権リスクの防止を図ること。

実施内容

2025 年 3 月、日本国内の製造拠点 1 社を訪問し、経営者・管理者インタビュー、帳票確認、工場の構内確認、労働者インタビュー（間接雇用の労働者を含む 14 名）を実施した。なお、サプライヤーや地域住民への調査は、本調査の対象外。

確認の視点

人権リスクアセスメントの結果を踏まえ、脆弱な立場に置かれることが多い労働者の人権リスクを、次の視点から確認した。

- 人権マネジメント（教育の実施、相談窓口）
- 労働安全衛生
- 環境保全
- 児童労働・長時間労働・適正報酬
- 原料調達、運搬経路における人権課題への対応

実施結果

今回のインタビューを通じて把握できる限りにおいて、人権に対する顕在的な負の影響は見受けられなかった。

人権リスクの防止

注意すべき人権リスクとして確認された事象に対しては、次のとおり対応を検討・協議している。
なお、実施状況および結果については、2024 年度末の確認を予定している。

- 人権マネジメント（相談窓口）
 - 国内関係会社が独自で備えている通報窓口を、匿名利用可能な仕組みへ改良
 - 特に、協力会社社員に対する、当社グループの内部通報制度の周知徹底

- 労働安全衛生
 - 緊急事態への対応（誘導灯・誘導標識の設置、応急処置の研修、避難集合場所・避難ルートの掲示等）
 - 健康診断項目の見直し
 - 化学物質対策として労働者に周知している掲示物に関し、内容及び掲示方法の見直し

- 環境保全
 - 臭気への対応

- 長時間労働
 - 労働時間改善のための人員補充・適正配置や、管理者教育や労働者対話の継続的実施

以上